

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

令和7年9月登録日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和7年9月10日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 豊 嶋 直 美



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

35,984人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

324,900人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	174,647人
長岡市	72,134人

三条市	25,984人
柏崎市	21,889人
新発田市	25,891人
小千谷市	9,277人
加茂市	7,057人
十日町市	13,536人
見附市	10,804人
村上市	15,495人
燕市	21,631人
糸魚川市	10,915人
妙高市	8,379人
五泉市	13,135人
上越市	50,909人
阿賀野市	11,124人
佐渡市	13,905人
魚沼市	9,321人
南魚沼市	14,530人
胎内市	7,665人
聖籠町	3,752人
弥彦村	2,159人
田上町	3,119人
阿賀町	2,718人
出雲崎町	1,142人
湯沢町	2,253人
津南町	2,416人
刈羽村	1,176人
関川村	1,375人
粟島浦村	92人